

町田市剪定枝資源化事業の見直しについて(案)

町田市剪定枝資源化事業検討委員会

2026年2月

目次

I 背景と目的	- 3 -
II 町田市剪定枝資源化事業の現状	- 4 -
1 剪定枝資源化事業の経過	- 4 -
(1)経過概要	- 4 -
(2)市施設の搬入量(処理量)の推移と市内処理量に占める処理施設の状況.....	- 4 -
2 市施設の概要	- 6 -
3 市施設に搬入される剪定枝の排出元	- 6 -
4 剪定枝たい肥搬出量(販売量)の状況	- 7 -
5 行政コスト	- 8 -
III 町田市剪定枝資源化事業における町田市剪定枝資源化センター運営上の課題...	- 9 -
IV 課題解決に向けた検討	- 9 -
1 4つの視点	- 9 -
2 剪定枝資源化事業モデルの比較	- 9 -
V 検討結果	- 10 -
1 4つの視点の整理	- 10 -
2 事業モデルの比較と検討結果.....	- 10 -
【資料集】.....	- 11 -
別表1 町田市の剪定枝資源化事業の経過概要	- 12 -
別表2 町田市剪定枝資源化センター施設概要	- 13 -
別表3 剪定枝資源化事業モデルの比較表.....	- 15 -
資料1 利用者アンケート結果.....	- 16 -
資料2 剪定枝資源化事業検討委員会構成	- 20 -
資料3 「剪定枝資源化事業検討委員会」設置にかかる事務取扱要領	- 20 -

I 背景と目的

剪定枝資源化事業は、焼却処理される剪定枝をたい肥の原料に活用したいという農家の陳情をきっかけに、農業振興への寄与と、ごみ減量を目的として、剪定枝をチップ化し、配布する事業を1998年に開始しました。農家の剪定枝チップの需要は高く、多量の剪定枝処理に対応する新たな施設を2008年度に整備し、発酵たい肥の生産と販売を行っています。

現施設である、町田市剪定枝資源化センター(以下、「市施設」という。)の稼働から17年が経過する中、たい肥の販売量及び剪定枝の搬入量とも減少しており、特に近年はその傾向が顕著です。また、事業用地は2032年6月に借地期限を迎えることから、事業の見直しが必要な状況です。

このような状況を踏まえ、2025年4月に庁内関係部署で構成する「剪定枝資源化事業検討委員会」を設置し、ごみの減量、資源化、環境負荷の低減、及び事業にかかる財政負担の軽減を目指し、剪定枝資源化事業の最適な形について検討を行いました。



図1 町田市剪定枝資源化センター等の位置図

II 町田市剪定枝資源化事業の現状

1 剪定枝資源化事業の経過

(1)経過概要

- 1995年 たい肥の確保と有機農業の推進を目的とした陳情書が提出される
- 1998年 旧剪定枝資源化センター(下小山田町)開所
剪定枝処理手数料は10円/kg(既定15円/kg)に減免し、選別、持ち込みに誘導。剪定枝はチップ化し、無料配布
造園業者の協力により多量の剪定枝が持ち込まれる
- 2001年 廃棄物処理施設能力超過のため受入れ量を制限
新施設の検討を開始
- 2008年 町田市剪定枝資源化センター(小野路町)開所
(詳細は別表1 町田市の剪定枝資源化事業の経過概要)

(2)市施設の搬入量(処理量)の推移と市内処理量に占める処理施設の状況

2010年度以降、搬入量の減少傾向が続き、2022年度以降の搬入量減少は顕著で、処理能力(年間 3,000トン)の半分以下となっています。

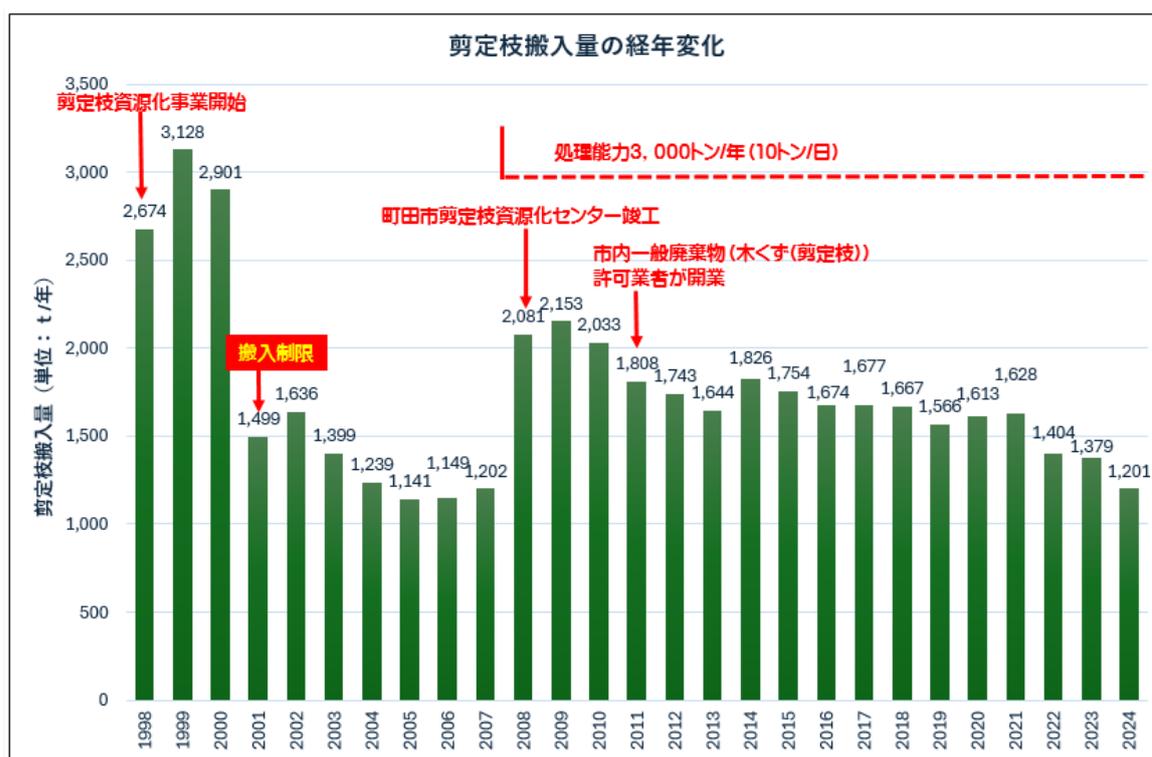


図2 町田市施設への剪定枝搬入量の推移

市施設は良質な「剪定枝たい肥」を生産する施設であるため、受け入れ樹種を制限しています。

2010年ごろから、多様な木質系リサイクル事業を行う民間事業者が、市内に施設を設置し、幅広い樹種の受入れを行っており、排出者の利便性が高い民間事業者の処理量が多くなっています。

市内施設の処理量のうち、市施設への搬入割合は、2018年度の約11%に対し、2024年度は約6%まで減少しています。

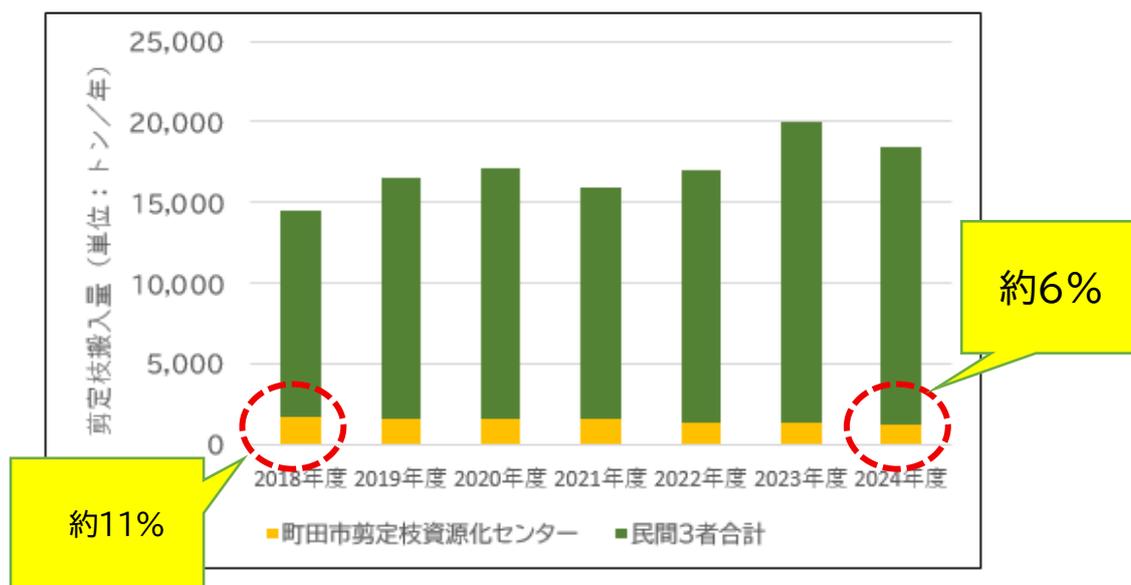


図3 市内処理量及び市、民間施設で処理する割合

2 市施設の概要

剪定枝を原料に、剪定枝たい肥を生産、販売する施設です。建設から17年が経過しています。（詳細は別表2 町田市剪定枝資源化センター施設概要）

所在地 町田市小野路町3332番地
 敷地面積 6,773 m²(借地権)
 処理能力 3,000トン/年(2024年度処理実績:1,200トン)
 剪定枝処理手数料 150円/10kg
 たい肥販売価格 市民:30円/10kg ・ 農家:10円/10kg

3 市施設に搬入される剪定枝の排出元

(1)行政収集の搬入量が最も多く、約4割弱を占めています。次いで、市の直営作業(公共)から発生するもので、約3割弱となっています。

(2)2024年度の減少は、市が管理する公園・緑地が指定管理者制度に移行したことによるものです。

※一般…市民等の持込

事業者…一般家庭の剪定作業請負事業者の持込

公共…市直営作業の持込(街路樹・公園・学校等)

行政収集…集積所に出された剪定枝の収集

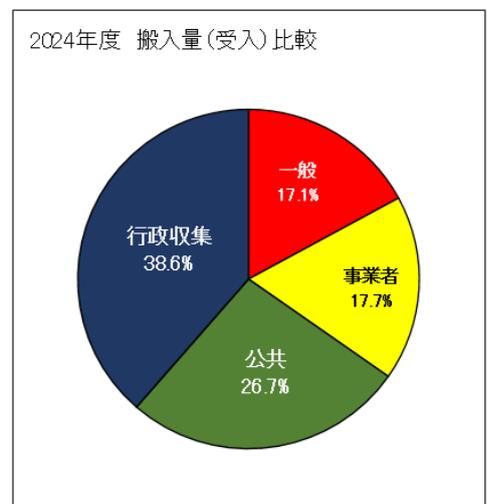


図4 剪定枝搬入量の割合(2024年度実績)

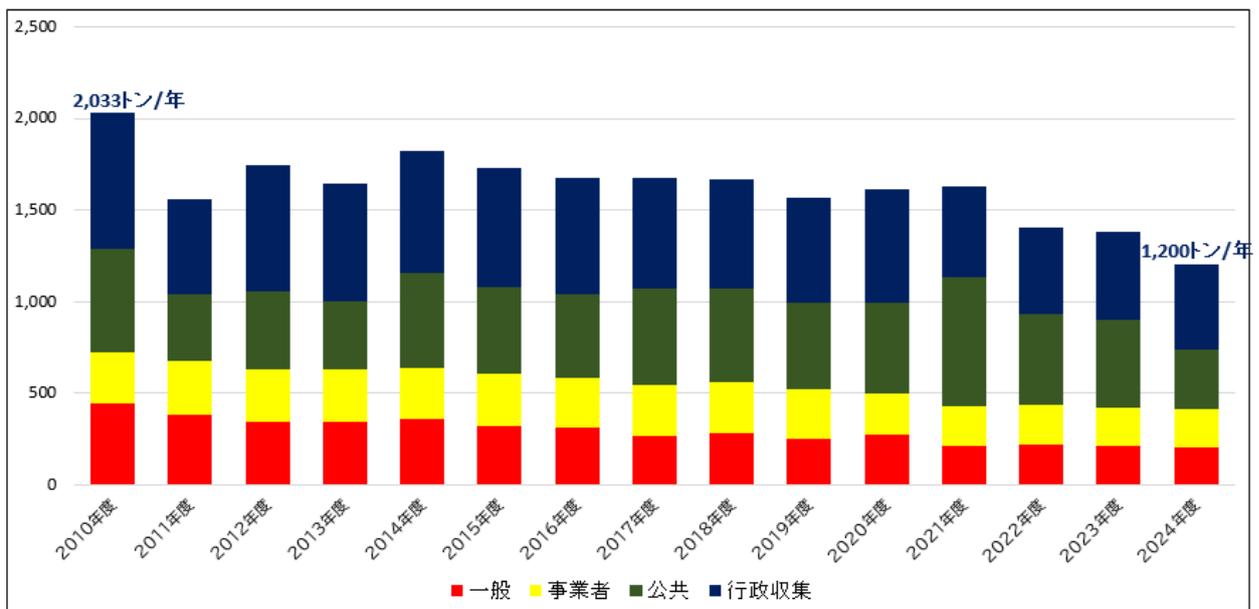


図5 剪定枝搬入量の内訳(経年変化)

4 剪定枝たい肥搬出量(販売量)の状況

- (1)利用者ごとの販売割合は、農家が4割弱、一般来場者が1割強、残りの1割弱が公共施設(公園・学校など)となっています。
- (2)農家への販売量は減少傾向です。
- (3)販売されずに残った余剰在庫は、施設の運営管理受託者が買取りしています。生産量の約4割が余剰在庫となる状態が2018年度から続いています。

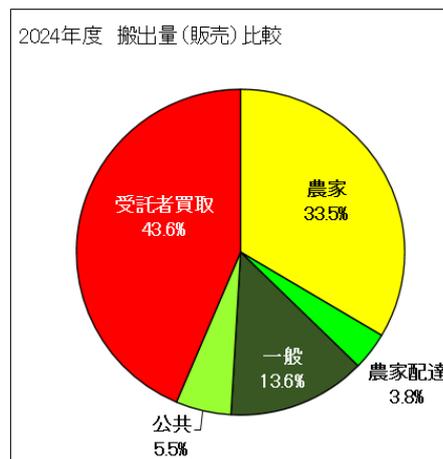


図6 剪定枝たい肥搬出量(2024 年度実績)

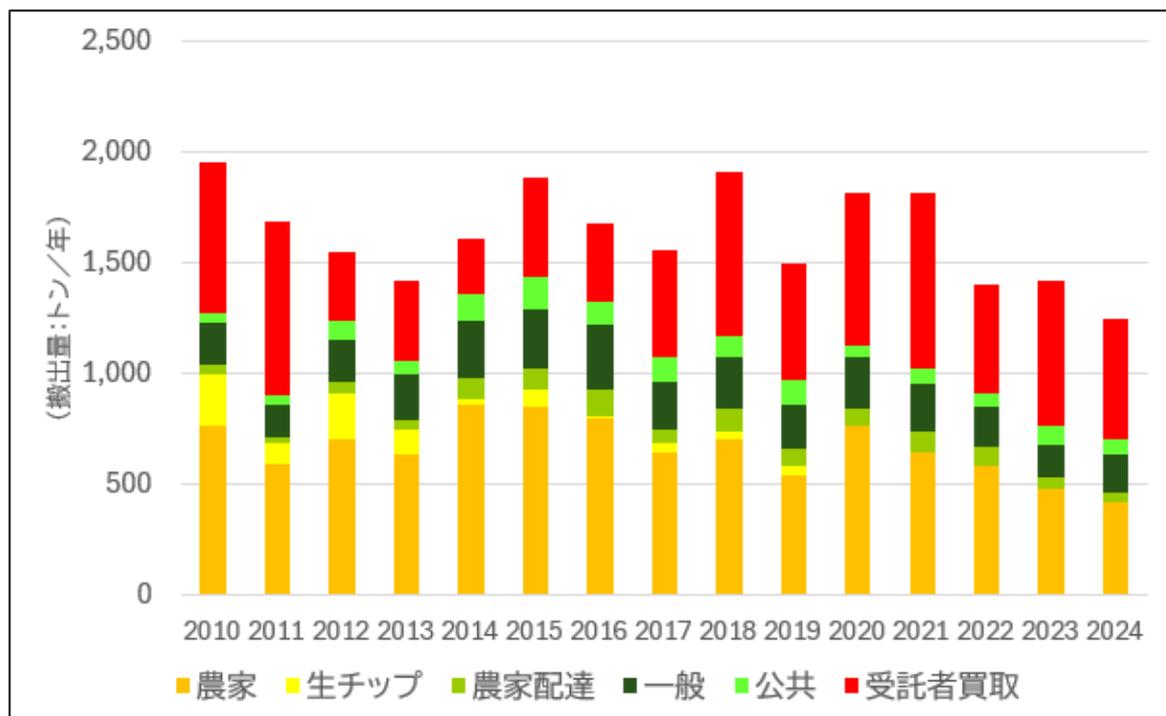


図7 剪定枝たい肥利用量の変化

※生チップは規格外品であり、近年は生産工程に戻しています(施設内循環)。

利用者へのヒアリングやアンケートの結果から

【資料3 利用者アンケート結果】

購入(利用)の理由の多くは、安価であることや無料であることでした。利用者からは「無料なので利用しており、有料の場合は利用しない」という回答もありました。また、たい肥原料や土壌改良材として利用されている割合は少ないこともわかりました。

【農家利用の減少について】

市内農家数の減少と高齢化により、農家のたい肥原料のニーズが減少しているためと考えられます。剪定枝たい肥は栽培する植物にあわせた施肥を行う必要があり、使い分けができる便利さがある一方、追肥の手間があります。なお、市施設は、完熟たい肥を作ることは対応していません。

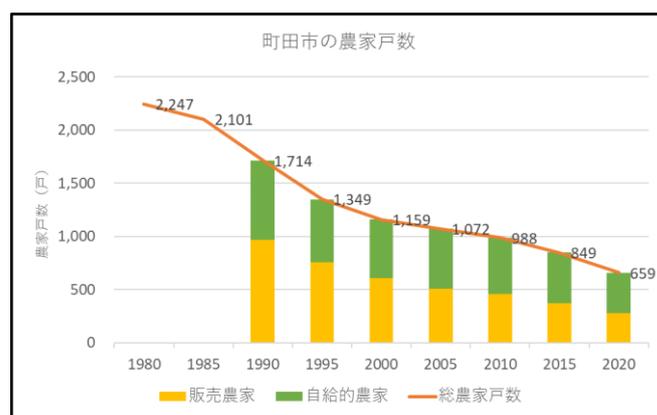


図8 市内農家戸数(出典:農業センサス)

5 行政コスト

(1)行政歳入

搬入量の減少に伴い、処理手数料、たい肥の販売額も減少しています。処理手数料、販売額は、事業開始時から改定していません。

表1 歳入(単位:千円)

年度	剪定枝 処理手数料	たい肥 販売額 (店舗分含む)	合計
2018年度	8,431	5,532	13,963
2019年度	7,789	4,043	11,832
2020年度	7,459	4,711	12,170
2021年度	6,395	4,843	11,238
2022年度	6,714	3,450	10,164
2023年度	6,472	3,762	10,234
2024年度	6,253	3,318	9,571

(2)行政費用

運営にかかる費用は、用地賃借料や運営委託費などの固定費が、主な割合を占めており、施設の維持補修などの費用は、内容や規模に応じて変動します。

表2 運営にかかる費用(単位:千円)

年度	委託料 用地賃借料 など	施設修繕料	合計
2018年度	102,582	11,519	114,101
2019年度	111,495	8,621	120,116
2020年度	110,031	5,616	115,647
2021年度	111,369	4,690	116,059
2022年度	110,660	16,609	127,269
2023年度	115,894	36,737	152,631
2024年度	115,200	28,050	143,250

表3 収支(単位:千円)

年度	収支
2018年度	▲ 100,138
2019年度	▲ 108,284
2020年度	▲ 103,477
2021年度	▲ 104,821
2022年度	▲ 117,105
2023年度	▲ 142,397
2024年度	▲ 133,679

Ⅲ 町田市剪定枝資源化事業における町田市剪定枝資源化センター運営上の課題

① 剪定枝の処理量減少

- ・処理量増加のため、たい肥に適さない樹種や大きさの剪定枝を受入れるには、新たな設備や工程が必要で、設備投資などの新たな費用が発生する。
- ・借地期限(2032年6月)まで期間がなく、新たな設備投資は難しい。

② たい肥搬出量(販売量)の減少

販売量を増やすには以下の対応が考えられるが、JA店舗、ホームセンター、通販などで容易に入手可能なため、効果が限定的である。

- ・たい肥の販売を市内に限定する規定を解除し、市外の需要を取り込む。
- ・完熟たい肥を生産する事業者に、たい肥原料として売払いを行う。
- ・剪定枝破碎後の生チップの販売など、販売できる商品を増やす。

③ たい肥生産にかかる財政負担が大きい

運営費用に見合った処理手数料や販売価格の見直しが必要であるが、剪定枝たい肥利用者は安価や無料の理由がなくなるため、さらに販売量が減少する。

Ⅳ 課題解決に向けた検討

廃棄物の減量と剪定枝の資源化を持続可能で効果的なものとするため、4つの視点とともに3つの事業モデルを設定し、メリット・デメリットや実現可能性を多角的に比較し検討しました。

1 4つの視点

- (1) 行政関与の必要性
- (2) 設置目的との整合性
- (3) 利用状況の妥当性
- (4) 代替性の有無

2 剪定枝資源化事業モデルの比較

- ◆ 事業モデル1:既存施設を改修し事業を継続(比較基準モデル)
- ◆ 事業モデル2:破碎施設を改修して破碎処理のみ実施
- ◆ 事業モデル3:市内民間事業者の施設で資源化
(別表3 剪定枝資源化事業モデルの比較表 参照)

V 検討結果

1 4つの視点の整理

	視点	内容
(1)	行政関与の必要性	町田市全体の剪定枝の9割以上を民間事業者が処理しており、市が施設を運営して、剪定枝資源化事業を継続する必要性が低下している。
(2)	設置目的との整合性	①ごみの減量及びたい肥生産による農業振興という目的に貢献してきたが、市施設の剪定枝処理量の割合が低く、たい肥販売量も低調なため、設置目的の意義が低下している。 ②市施設は、受入れる樹種が限られ、搬出利用者の求める幅広い樹種の受入れや完熟たい肥の提供に応えられないなど、市が提供できるサービスと市民のニーズに乖離が生じている。
(3)	利用状況の妥当性	市施設の処理量は、処理能力の4割程度まで減少し稼働率が低く、今後も処理量の増加など改善が見込めない。
(4)	代替性の有無	①たい肥は農協や店舗などで購入できる。 ②民間事業者が剪定枝処理量の9割以上を占め、さらに処理能力に余力があるため、市施設で処理している約1200トンの代替処理が可能である。 ③民間事業者の受入れ料金は、市施設と同額のため、民間事業者に処理を代替した場合でも、排出者(市民)の負担は増えない。

2 事業モデルの比較と検討結果

4つの視点と事業モデルの比較において、農家・市民への影響として、以下の整理を行いました。

【農家・市民への影響】

剪定枝を直接持ち込み排出する場合、民間事業者の施設は、受入れる樹種が幅広く利便性が向上するメリットがある。一方で市施設がなくなると、市が生産した、たい肥を購入できないが、JA店舗、ホームセンター、通販などで、用途に合う製品を購入できるため、影響は少ない。

【検討結果】

農家・市民への影響に加え、剪定枝資源化事業の継続性や経済性などを検討した結果、町田市の事業として『事業モデル3(市内民間事業者の施設で資源化)』の採用が最適であると選定いたしました。

【資料集】

別表1 町田市の剪定枝資源化事業の経過概要

別表2 町田市剪定枝資源化センター施設概要

別表3 剪定枝資源化事業モデルの比較表

資料1 利用者アンケート結果

資料2 剪定枝資源化事業検討委員会構成

資料3 「剪定枝資源化事業検討委員会」設置にかかる事務取扱要領

別表1 町田市の剪定枝資源化事業の経過概要

	時期	経過
1	1995年	JA町田市農業協同組合から市長に対して、たい肥の確保と有機農業の推進を目的とした陳情書が提出された。 当時、造園業者等が町田リサイクル文化センター(旧清掃工場。下小山田町)に剪定枝を持ち込み、焼却されていた量は約 2,500 トン/年。また市内で発生する剪定枝の量は 5,000 トン以上であると推定されていた。
2	1998年	剪定枝資源化センター(旧埋立地。下小山田町)開所(処理能力 5 トン/日)
3	2002年	3月 町田市環境マスタープラン(初版)策定 最終処分量ゼロを目指し、リサイクル関連施設の拡充整備の手法に「剪定枝資源化施設拡充」を位置づけ 7月 現事業地(小野路町)の借地契約締結(契約書上20年間(~2022年))
4	2003年	町田市最終処分場(下小山田町)での埋立終了
5	2006年	一般廃棄物の焼却灰のエコセメント化事業開始(東京たま広域資源循環組合)
6	2008年	3月 町田市剪定枝資源化センター(小野路町)開所(処理能力 10 トン/日) 5月 剪定枝の集積所収集開始
7	2015年	町田市市民参加型事業評価でコストと減量効果について指摘される
8	2020年	借地契約終了後の事業について借地での事業継続は行わない方針を、庁内で確認
9	2022年	借地契約は借地借家法の規定により30年であることが判明。 2027年までに現事業地の購入ができなければ撤退との方針を確認 (民間で剪定枝リサイクル事業が行われており、許可業者での受け入れ確認) JAに用地購入の協力を打診するが「協力できない」との返答
10	2023年	施設の在り方に関する基礎調査業務委託発注 ① 施設設計時と現状の整理 ② アンケート実施(48自治体に依頼し、33自治体から回答を得た) ③ 土地借用・土地購入・外部委託の面で費用分析した結果、「外部委託へ切り替えることが費用対効果として望ましい」
11	2025年	4月 剪定枝資源化事業検討委員会立上げ(全5回開催) 5月 町田市廃棄物減量等推進審議会に剪定枝資源化事業の現状について報告(5月, 9月, 11月, 12月(書面報告), 1月)。 10月 経営会議で、2030年までの廃棄物施策の方針が示される。
12	2026年	2月 報告書作成

別表2 町田市剪定枝資源化センター施設概要

施設名称	町田市剪定枝資源化センター
所在地	町田市小野路町 3332 番地(鎌倉街道沿い)【借地】
敷地面積	全敷地 6,773 m ² (うち有効敷地 5,586 m ²)
処理能力	3,000トン/年 (処理日数 300日/年)
建物概要	建築年月 2008年3月 建設費 989,331千円(総事業費 1,038,856千円) 破碎機棟 351.90 m ² 鉄骨造 一部鉄筋コンクリート 発酵分解棟 2,495.48 m ² 鉄骨造 一部鉄筋コンクリート 事務所棟 137.70 m ² 軽量鉄骨造 ポンプ室 8.80 m ³ RC造
用途地域	準工業地域
施設の法令背景	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)工場(都環境確保条例)
運営形態	業務委託(JA町田市農業協同組合)
営業日	毎週月曜日から土曜日(日曜・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)を除く)
剪定枝処理手数料	150円/10kg
搬入できない樹木	① キョウチクトウ、アセビ、ウルシ、ユズリハ、カクレミノ、ユーカリなど毒のある樹木 ② シュロの木、竹(タケノコ、タケノコの皮を含む)、篠等、たい肥に適さないもの ③ 草花、雑草、落葉、樹木の根、その他細かい枝などを掃き集めた物 ④ 廃材、腐食した樹木 ⑤ 金属、ビニールなど樹木以外のもの
剪定枝たい肥の 販売価格	市内農家 10円/10kg 市内農家(配達)・市民 30円/10kg

【剪定枝たい肥の使用方法と製造工程について】

肥料成分は微量にしか含まれおらず、栽培する植物にあわせた施肥を行う必要があります。

剪定枝たい肥を使うと、土が軟らかくなり、また、保水性・保肥性もよくなります。

剪定枝たい肥は、十分に腐熟しなければならないため※、熟成は約2ヶ月間かけています。



剪定枝たい肥の製造工程

※未熟堆肥は土壤微生物の活性化には寄与しますが、作物根に障害を及ぼすことがあります。

また、未分解の木質を多く含む資材は、土壌中でゆっくり分解し、植物の病気や窒素飢餓の原因になることがあるので細心の注意を払って生産しています。

別表3 剪定枝資源化事業モデルの比較表

事業モデル		1 【現状】	2	3 【民間活用】
①	事業概要	既存施設を改修 事業を継続	破碎施設を改修して 破碎処理のみ実施	市内民間事業者の施設で資源化
②	成果物	たい肥 (土壌改良材)	木質チップ	①土壌改良材 ②完熟たい肥 ③木質チップ ④バイオマス燃料 等
③	施設・設備	既存施設全体を改修 (老朽化対策を実施)	破碎関連施設の 建屋、設備のみ改修	民間施設を利用 (既存施設は解体、用地返還)
④	施設の運営形態	運営管理委託	運営管理委託	民間事業者
⑤	剪定枝持込先	市施設 (現状で民間施設への搬入も 行われている)	市施設 (現状で民間施設への搬入も 行われている)	民間施設
⑤	コスト比較 市が負担する 年間経費	施設運営費 143,250千円 (2024年度実績)	施設運営費 80,000千円 (他自治体同規模施設より類推) 発酵、熟成工程がないため 経費の低減が期待できる	公共持込み分処理手数料 18,000千円
⑥	事業の 視点 メリット	①剪定枝を安定処理できる ②剪定枝たい肥を提供できる	①剪定枝を安定処理できる ②木質チップを提供できる	①市の施設運営にかかる経費を削減できる ②民間事業者の事業収入の増加につながる(市の税収増につながる)
⑦	デメリット	①年間経費が多額 ②たい肥(土壌改良材)のニーズが減少傾向 ③受入樹種・大きさに制限がある	①年間経費は多額 (但し、事業モデル1と比較して経費の低減は期待できる) ②たい肥(土壌改良材)の需要に応えられない ③受入樹種・大きさに制限がある	①事業者の財務等運営状況把握が必要 ②民間事業者が撤退するリスクがある
⑧	事業見直しの影響 剪定枝たい肥利用 農家	影響無し (剪定枝たい肥を利用できる)	①たい肥原料(チップ)の入手ができる ②剪定枝たい肥(土壌改良材)の購入はできない	①市施設で生産するたい肥は購入できないが、育成する植物に適した堆肥等をホームセンター・ネット通販・JA店舗等で購入できる ②市施設から剪定枝たい肥の運搬サービスを受けられない
⑨	市民 公共事業 (学校・公園等)			①市施設で生産するたい肥は購入できないが、育成する植物に適した堆肥等をホームセンター・ネット通販・JA店舗等で購入できる
⑩	剪定枝持込処理 農家 市民 公共事業 (街路樹・公園・学校等)	影響なし※ (持込樹種・大きさに一定の制限あり)	影響なし※ (持込樹種・大きさに一定の制限あり)	持込可能な樹種が増え、混載が可能になり利便性が上がる
⑪	総合評価	×	△	○

資料1 利用者アンケート結果

剪定枝資源化事業の見直しに向けたアンケート調査結果

1 調査の目的

剪定枝資源化センターの搬入量及び搬出(買取)量の減少傾向が続いているため、利用者の利用実態やニーズ等について、調査を行いました。(調査期間:2025年6月~9月)

2 調査対象

剪定枝搬入の2者(市民・シルバー人材センター)及び剪定枝たい肥購入の3者(農家・市民・公共)を対象に、それぞれアンケート調査を実施

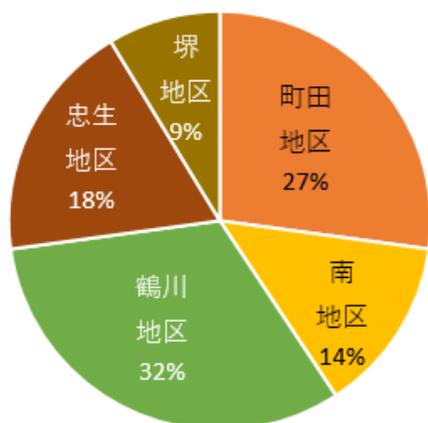
カテゴリー	対象者	設問内容	回答人数	回答数
剪定枝搬入者	市民	剪定枝の発生地区	81	81
		剪定枝の持込み頻度		81
		行政収集に出さず自ら持込む理由		84
	シルバー人材センター	剪定作業依頼の多い地域	9	9
		センターを利用する理由		13
剪定枝たい肥購入者	農家(JA組合員)	お住いの地区	61	61
		センターの利用実績		61
		たい肥の購入実績		61
		たい肥の購入理由		75
	市民	たい肥を利用する場所	69	69
		たい肥の購入頻度		69
		たい肥の購入理由		140
	公共	たい肥の用途	11	11
		たい肥の使用理由		31

3 調査結果

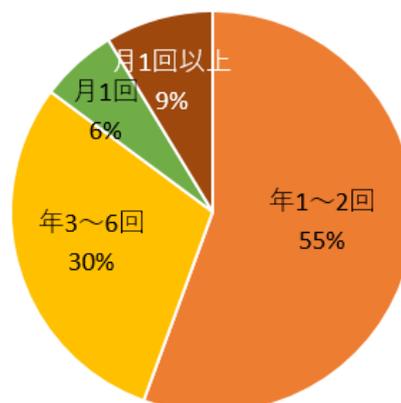
(1)剪定枝搬入者(市民)対象のアンケート結果

【結果概要】

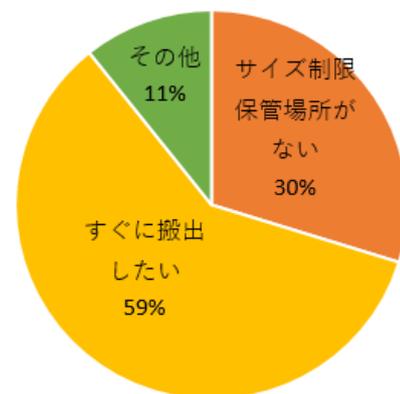
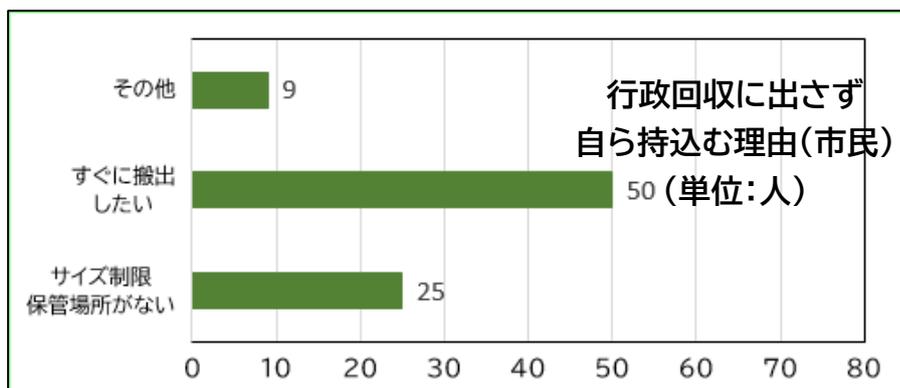
- ① 発生地区はセンター近隣の方が多い
- ② 持込み頻度は年1~2回が5割以上
- ③ 作業後すぐに搬出したいので持ち込まれる。



剪定枝の発生地区(市民)



剪定枝の持込み頻度(市民)



【自ら持ち込む「その他」の理由】

- ① 行政回収の場合、直径 30 cm×60 cmに切る作業がきつい。
- ② 収集日に出すこともありますが量が多すぎるためセンターを利用している。
- ③ リユースしてもらえ気持ちがよく、ごみとして出すのがかえって手間というのもある。

(2)剪定枝搬入者(シルバー人材センター)対象のアンケート結果

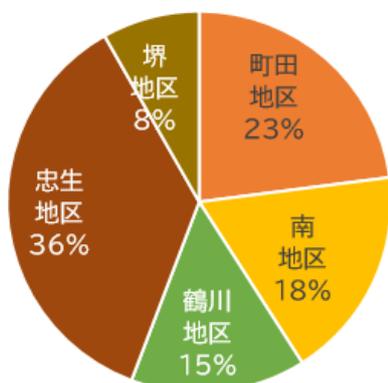
市民から剪定依頼を受けた剪定枝をセンターに持ち込んでいる

- ① 剪定作業依頼の多い地域(上位3位)
町田地区、鶴川地区、南地区の順
- ② センターを利用する理由(上位3位)
・シルバー人材センターの指定
・JAが運営しているから
・市の事業を応援したい

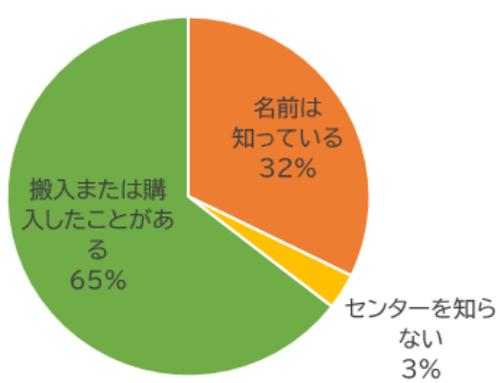
(3)剪定枝たい肥購入者(農家 JA 組合員)対象のアンケート

【結果概要】

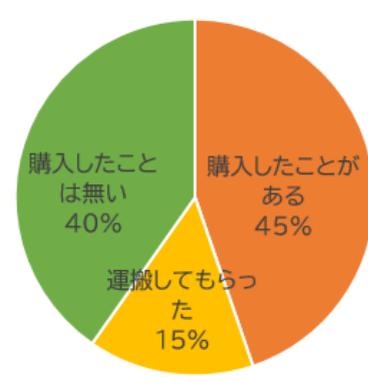
「JAが運営しているから」という理由が3割を占めており、農業従事者の結束が垣間見えた結果となった。運営受託者がJAでない場合、剪定枝たい肥の購入量減少が考えられる。



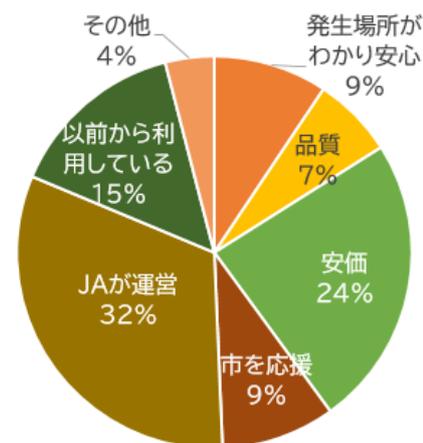
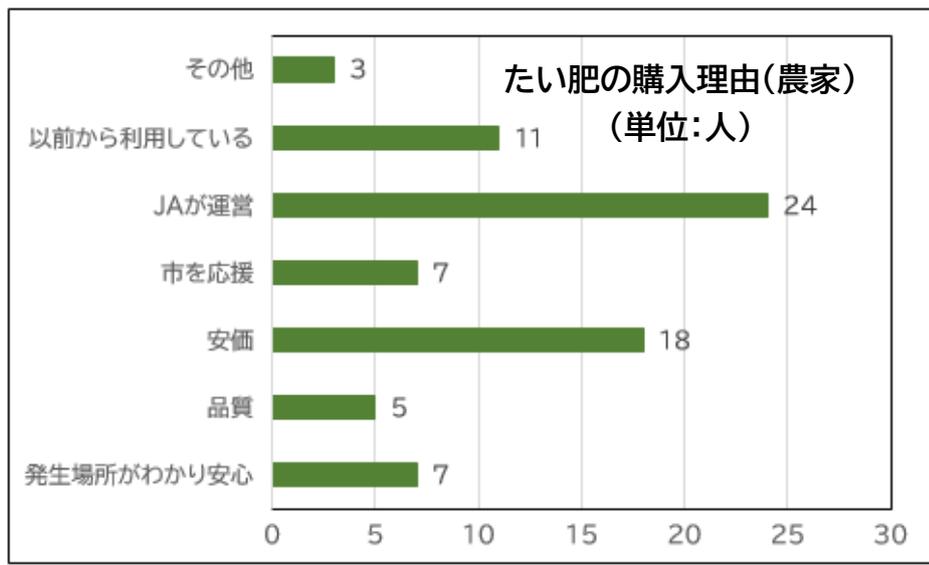
お住いの地区(農家)



センターの利用実績(農家)



センターの購入実績(農家)



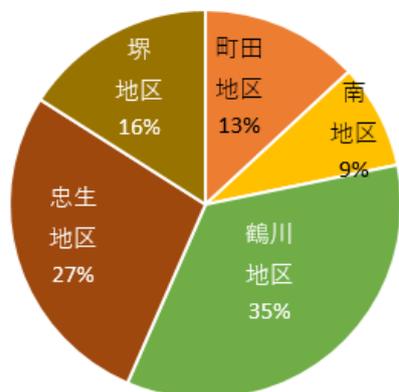
【ご意見(自由記述)】

- ① 完熟堆肥を軽トラで欲しい。
- ② 営業時間、混載不可等にて不便。
- ③ 枝・葉・草など業者でも受けいれて(安く)ほしい。
- ④ 原木があれば購入したい。

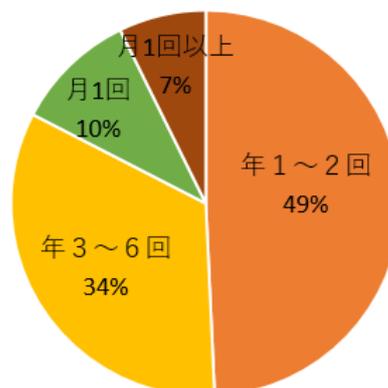
(4)剪定枝たい肥購入者(市民)対象のアンケート

【結果概要】

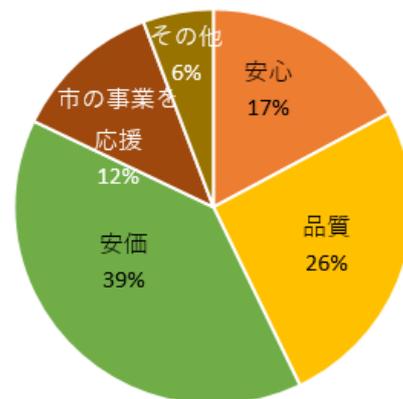
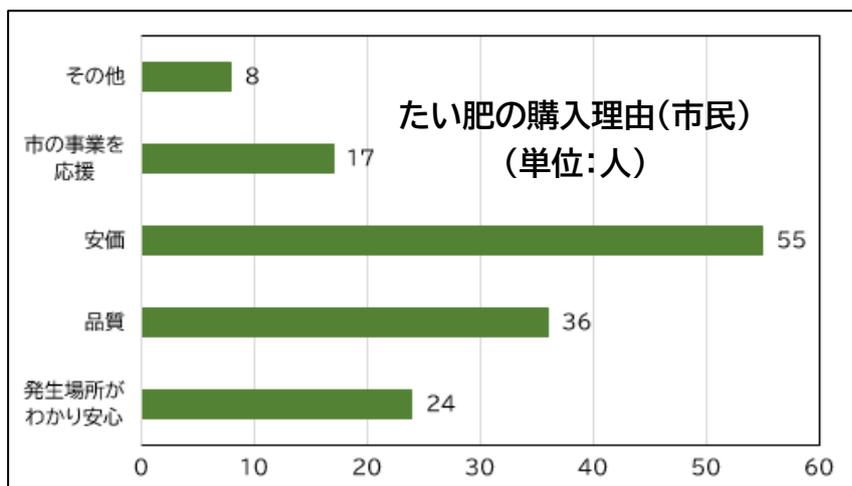
- ① センター近隣の方が主に購入している。
- ② 購入頻度は年1~2回が最も多い。
- ③ 購入理由は安価をあげる方がもっとも多く、歳入を増やすために剪定枝たい肥を値上げした場合、ニーズは低くなる可能性が高い。



たい肥を利用する場所(市民)



たい肥の購入頻度(市民)



たい肥の購入理由(市民)

【月1回以上購入する方の購入理由】

- ① 豚舎の敷材
- ② カブトムシの幼虫の育成
- ③ 除草用のグラウンドカバー

【ご意見(自由記述)】

- ① 畑の土が固くなった時に、たい肥を入れている。野菜がよく育つ。
- ② たい肥を使い、家庭菜園を楽しくやっている。
- ③ たい肥が安く手に入りすばらしい。いつも感謝している。もっと宣伝して市の商売として発展することを願っている。
- ④ 竹を行政収集してほしい。

(5)剪定枝たい肥購入者(公共)対象のアンケート

※公共:市内の公共施設(公園、学校など)

【結果の概要】

- ① 動物の敷材の使用は1回あたりの搬出量は少ない(200~300kg)がほぼ毎月搬出。
- ② 園芸用の場合、利用頻度は年1~2回少ない。

【たい肥の用途について】

- ① 園芸用
- ② その他土壌改良材
- ③ 昆虫・動物の飼育
- ④ 通路・路面の敷材

【使用理由(上位3位)】

- ① 用途に適している
- ② 他の品物に比べて安価
- ③ 市の事業を応援

資料2 剪定枝資源化事業検討委員会構成

委員長	環境資源部長	
副委員長	循環型施設担当部長	
委員	環境資源部	環境政策課長、ごみ収集課長、 循環型施設管理課長、循環型施設整備課長
	経済観光部	農業振興課長
	道路部	道路維持課長
	都市づくり部	公園管理担当課長
	学校教育部	学校用務担当課長

資料3 「剪定枝資源化事業検討委員会」設置にかかる事務取扱要領

第1 目的

剪定枝資源化事業に関する方向性及び剪定枝の効率的な資源化方法について具体的な検討を行うため、検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。

(1)剪定枝資源化事業に係る方針の策定等に関すること

(2)前各号に掲げるもののほか、町田市環境資源部長(以下「環境資源部長」という。)が必要と認める事項

第3 組織

1 委員会は、委員長及び副委員長、委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長、委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 環境資源部長

副委員長 循環型施設担当部長

委員 環境政策課長、ごみ収集課長、循環型施設管理課長、循環型施設整備課長
農業振興課長、道路維持課長、公園管理担当課長、学校用務担当課長

第4 委員長及び副委員長

委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐する。

第5 会議

1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは委員会に作業部会を設置することができる。

第6 委員の任期

委員の任期は、2026年3月31日までとする。

第7 庶務

委員会の庶務は、環境資源部循環型施設管理課及び環境政策課において処理する。

第8 委任

この事務取扱要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この事務取扱要領は、2025年4月21日から適用する。